

議案第十一号

学校校舎等使用料条例の一部改正について

次のとおり学校校舎等使用料条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十一年三月十日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五拾五年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎



三朝町条例第 号

学校校舎等使用料条例の一部を改正する条例

学校校舎等使用料条例（昭和二十九年三朝町条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百二十一条」を「第二百二十五条」に改める。

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条から第十条までを一条ずつ繰上げる。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

	区分使用時間	
	昼間	夜間
体育館	一、〇〇〇円	一、五〇〇円
公民館	五〇〇円	一、〇〇〇円
運動場	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円

附 則

1 この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

2 この条例施行前に許可を受けたものは、なお従前の例による。